

営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）

制 定 令和4年3月11日付け土技第1469号

1 目的

この要領は、沖縄県土木建築部が発注する営繕工事における工事関係書類等の電子化の推進及び紙と電子データの二重提出廃止の徹底のために工事関係図書等に関する必要な事項を定め、もって業務の効率化を促進することを目的とする。

2 対象工事

本実施要領は沖縄県土木建築部が発注する営繕工事に適用する。

3 実施内容

ア 発注者が求める工事関係図書等の明確化による業務の効率化の実施

(7) 提出する工事関係図書の明確化及び削減

別添1「工事関係図書等体系図」及び別添2「工事関係図書等一覧表」に基づき工事ごとに必要な書類を選定し、一度受注者が提出した書類の再提出を求めないこと及び品質に影響のない範囲で省略・集約を行うことで各工事の業務の効率化を実施するものとする。なお、受注者から施工中に提出された工事関係図書は、監督員が適切に整理、保管するものとする。

また、別添2「工事関係図書等一覧表」により、工事着手前に「紙と電子の別」に関して事前協議するものとする。電子により提出または提示することになった書類については、基本的に検査等を含め紙での提出や提示を行わないものとする。ただし、工事打合せ簿等、紙と電子の併用になるものは、受注者間の協議より決定するものとする。

(i) 提出する工事完成図書の明確化

工事完成図書は、原則として、完成図及び保全に関する資料とする。ただし、必要に応じて設計図書に明示することにより、完成写真等を提出させることができる。提出方法は以下のaからcの方法とする。

a 完成図

電子データでの提出とし、ファイル形式等、必要な条件を特記仕様書に明示する。

b 保全に関する資料

原則として電子データでの提出とし、ファイル形式等、必要な条件を現場説明書等に特記する。ただし、受注者が紙でしか保有していない書類は、受注者の負担軽減の観点から紙による提出も可とし、当該書類の電子データを求めないものとする。提出書類に電子データと紙が混在する場合は、電子データ内に紙で提出する書類の一覧表（様式は任意）を作成する。

c 完成写真等

完成写真は電子データでの提出とし、ファイル形式、解像度等、必要な条件を現場説明書等に特記する。その他の工事完成図書の特記により求めた場合の取り扱いはbに準ずる。

イ 情報通信技術の利用による業務の効率化の実施

(7) 情報共有システムを利用する場合は、工事ごとに利用する書類、検査方法等を受発注者間で事前に協議する。

(4) 受発注者は、情報共有システムを利用するための ID 及びパスワードの管理を徹底する。

ウ 書面手続きの押印等の省略による業務の効率化の実施

(7) 書面手続きの押印等の取扱いについては、「営繕工事・業務等における書面の押印等の見直しについて（通知）」（令和3年6月22日付け土技第392号）による。

(4) 押印を省略し、電子メール又は情報共有システムを用いて提出された工事関係図書等は、受注者に紙による再提出を求めないこととする。

4 現場説明書等への記載

各工事の現場説明書等に以下の内の文章を記載するものとする。

・保全に関する資料を求める場合

次の図書を監督員に提出する。また、それらを本工事目的物に関し使用するための権利については、発注者に委譲する。

1) 保全に関する資料

提出形式：電子データ（PDF形式）

※紙でしか保有していない書類は紙での提出も可とする。

電子データと紙が混在する場合は、電子データ内に紙で提出する書類の一覧表（様式は任意）を作成する。

・完成写真を求める場合

(記載例)

○完成写真

1) 工事完成時に次の写真を撮影し、監督職員に提出する。

撮影部位 及び 箇所数	形式・サイズ	提出媒体 (CD-R)	画素数 及び 画質等	撮影者
外観正面 ()箇所 上記と異なる外部：() 箇所、内部： ()箇所	電子データ (JPEG フルカラー・圧縮率 1/4 程度)	枚	4500 × 3000 ピクセル以上で画像補正を行ったもの	任意
外部： ()箇所、 内部： ()箇所 程度	電子データ (JPEG フルカラー)	枚	1280×960 ピクセル以上かつ撮影したデジタルカメラの設定のうち最高の画質	任意

2) 1) の写真の撮影に関する著作権者の権利等については次の i) 及び ii) によることとし、受注者は撮影者等との契約に当たってもそれらの承諾を条件とする。

- i) 提出された写真は、国が行う事務及び国が認めた用途に関して、無償で利用することができるものとする。この際、著作権名を表示しないこと及びその利用に必要な範囲で改変を行うことができるものとする。
- ii) 受注者、撮影者等は、撮影時に取得した全ての写真（提出していないものを含む。）及びその改変物、複製物を公表、閲覧、譲渡その他一切の方法により第三者に使用させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りでない。

・工事関係図書等の明確化による業務の効率化を行う場合

(記載例)

○工事関係図書等に関する業務効率化

- 1) 本工事は、受注者へ提出を求める工事関係図書及び工事完成図書等を明確化することにより、工事請負契約締結から工事目的物の引渡までの発注者の監督・検査及び受注者の業務の効率化を図る。
- 2) 工事関係図書等の提出一覧は、次のURLに掲載しているので、参照することができる。

・「工事関係図書等一覧表」

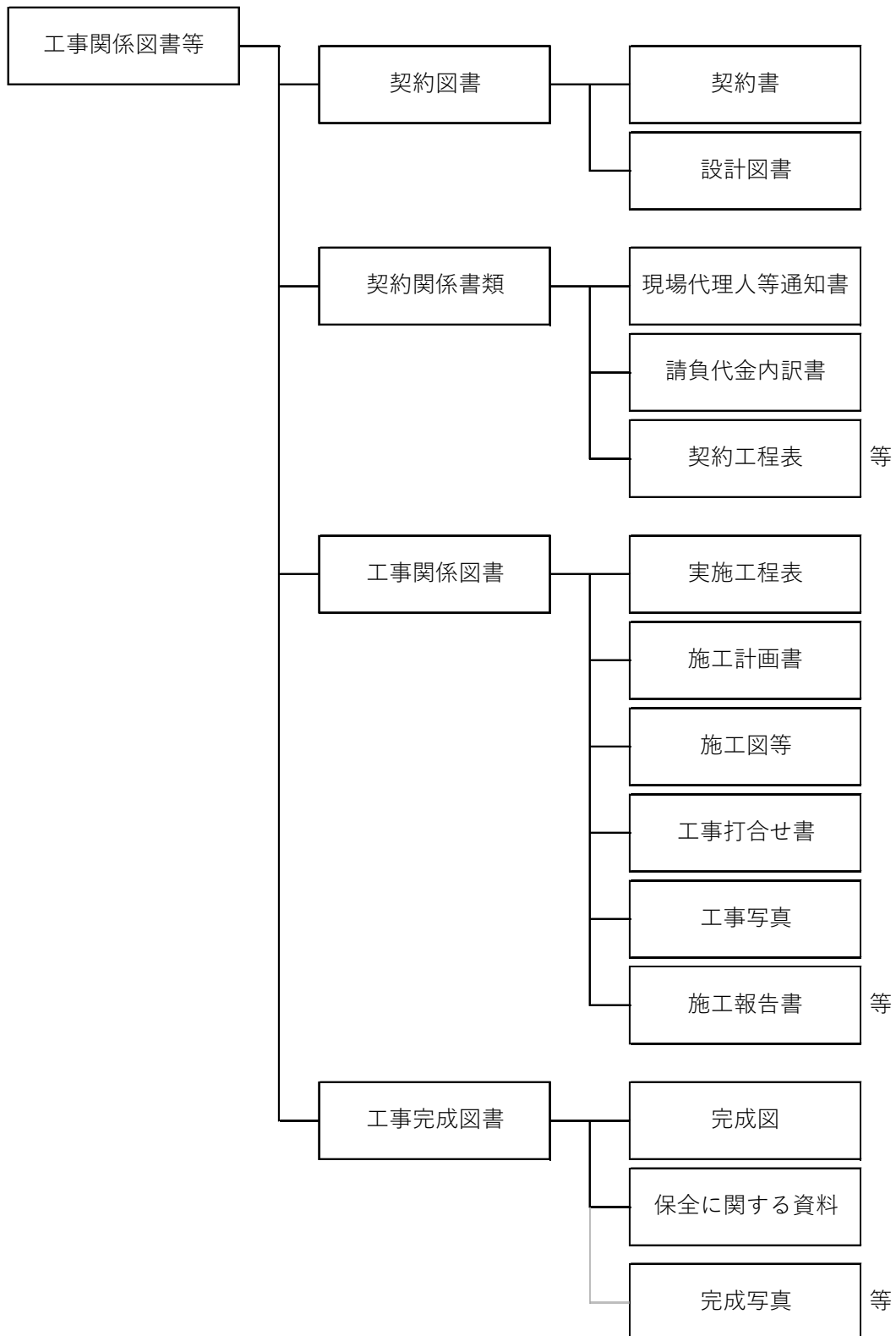
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyuu/kouji-doboku-eizen.html> 【注：2) 参照先は、適宜修正する。】

付則

令和4年4月1日以降に契約する全ての工事に適用する。

なお、継続工事については、受発注者の協議により本要領の適用を決定するものとする。

(別添1)



営繕工事における工事関係図書等の体系図